水銀による環境の汚染の防止に関する法律第11条第2項の規定により、許可製造者について相続がありましたことを、次のとおり証明します。

被相続人の氏名	
被相続人の住所	
被相続人が法第6条第1項の許可を受けた年月日	
被相続人の許可の番号	
許可製造者の地位を承継した者の氏名	
許可製造者の地位を承継した者の住所	
相続開始の年月日	

備考
1　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
2　法人にあっては、証明書の末尾に当該証明に係る担当部署、担当者氏名及び連絡先を記載すること。
3　証明者は、2人以上とすること。
4　用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

○経済産業省令第十号
環境省令第三十七号

水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成二十七年法律第四十二号）第二条第二項の規定に基づき、水銀による環境の汚染の防止に関する法律第二条第二項の要件を定める省令を次のように定める。

平成二十七年十二月七日

経済産業大臣　林　幹雄
環境大臣臨時代理
国務大臣　石井　啓一

水銀による環境の汚染の防止に関する法律第二条第二項の要件を定める省令

水銀による環境の汚染の防止に関する法律（以下「法」という。）第二条第二項の主務省令で定める要件は、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第二条第一項第一号イに規定する物（平成十年環境庁・厚生省・通商産業省告示第一号）別表第三第二十七号に掲げるものに該当するものであることとする。

附　則

この省令は、法の施行の日から施行する。

○環境省令第三十七号

水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成二十七年法律第四十二号）第十四条第四項の規定に基づき、水銀による環境の汚染の防止に関する法律第十四条第四項の期間を定める省令を次のように定める。

平成二十七年十二月七日

環境大臣臨時代理
国務大臣　石井　啓一

水銀による環境の汚染の防止に関する法律第十四条第四項の期間を定める省令

水銀による環境の汚染の防止に関する法律（以下「法」という。）第十四条第四項の環境省令で定める期間は、三十日とする。

附　則

この省令は、法の施行の日から施行する。

○環境省令第三十八号

水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成二十七年法律第四十二号）第二十九条第二項の規定に基づき、水銀による環境の汚染の防止に関する法律第二十九条第二項の規定に基づく権限の委任に関する省令を次のように定める。

平成二十七年十二月七日

環境大臣臨時代理
国務大臣　石井　啓一

水銀による環境の汚染の防止に関する法律第二十九条第二項の規定に基づく権限の委任に関する省令

水銀による環境の汚染の防止に関する法律（以下「法」という。）第二十一条第三項、第二十二条第二項（第二十四条第二項において準用する場合を含む。）及び第二十三条第三項の規定による環境大臣の権限は、水銀等貯蔵者（法第二十一条第一項に規定する水銀等貯蔵者をいう。）又は水銀含有再生資源管理者（法第二十三条第一項に規定する水銀含有再生資源管理者をいう。）の事業所の所在地を管轄する地方環境事務所長に委任するものとする。ただし、環境大臣が法第二十一条第三項及び第二十三条第三項の権限を自ら行うことを妨げない。

附　則

この省令は、法の施行の日から施行する。

告　示

○内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省告示第一号

水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成二十七年法律第四十二号）第二十三条第一項の規定に基づき、水銀含有再生資源の管理に係る環境の汚染を防止するためにとるべき措置に関する技術上の指針を次のとおり定めたので、同項の規定に基づき公表し、同項の規定の施行の日から適用する。

平成二十七年十二月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
法務大臣　岩城　光英
外務大臣　岸田　文雄
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　馳　浩
厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　森山　裕
経済産業大臣　林　幹雄
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣臨時代理
国務大臣　石井　啓一
防衛大臣　中谷　元

水銀含有再生資源の管理に係る環境の汚染を防止するためにとるべき措置に関する技術上の指針

本指針は、水銀含有再生資源管理者がその管理に係る水銀含有再生資源（水銀による環境の汚染の防止に関する法律第二条第二項に規定する水銀含有再生資源をいう。以下同じ。）による環境の汚染を防止するためにとるべき措置を定めるものである。

第一　水銀含有再生資源の管理に共通する事項

1　水銀含有再生資源が飛散し、又は流出しないようにすること。

2　水銀含有再生資源の管理に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。